

税金・社会保険に関する 被災者支援制度



【事業者、非事業者共通】

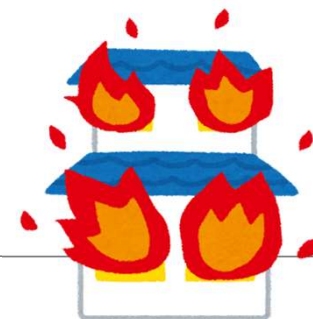
雑損控除（1P）、住宅ローン控除の特例（9P）、固定資産税の減免（10P）国民健康保険・後期高齢者医療保険など（11P）

【事業者向け税制】（12P）

【お問い合わせ先】（13P）

作成者：税理士 浅原慎一郎 作成日：20221112

「雑損控除」とは？



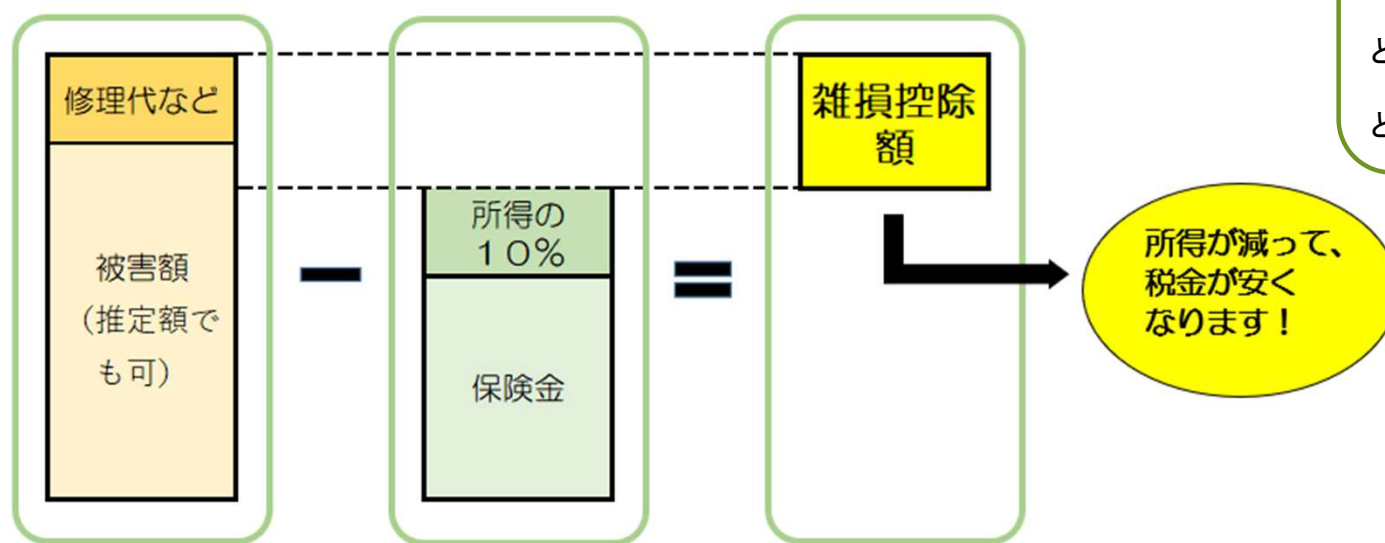
住宅、家財、車両などの生活用財産について、
自然災害、人災、獣害、犯罪などで損害を受けたときに、
その損失額を所得金額から控除して、
税金を減らす制度のこと

- ※医療費控除と同じ、所得控除の一種です
- ※確定申告書上で計算して申告します
- ※所得税と住民税が安くなります

なるはやで
修理プリーズ...



雑損控除のしくみ（イメージ）



左の計算とは別に
「修理代などー保険金ー5万円」
という計算も認められています
どちらか有利な方を選んでね

※正式には、添付資料①②③の書式に従い、控除額の計算をします



「住宅」について

浸水家屋では、
何はさておき、木部の
乾燥と消毒を急がな



「住宅」とは・・・家屋、宅地、店舗兼住宅の住宅部分、墓地、墓石

「被害額」とは・・・残存価額（推定あり）× 被害割合

「修理代など」とは・・・取り壊し費用、修理代※、被害防止の費用

※修理代は、小規模な災害では1年以内に払ったものが対象ですが、
大規模災害のときには、**災害から3年以内に支払ったもの**が対象
となります。（家財、車両においても同様）

シロアリ被害の時も
雑損控除は使えるぞ



「推定価額」とは

「住宅」と「家財」の計算で、**購入金額**がわからない場合には、購入金額に代えて**推定価額**を利用できます。
(車両には、推定の制度はありません)

住宅の場合

躯体構造ごとの建築単価 × m²数

※家財の推定価額は後掲

「構造」・「m²数」・
「築年数」がわかれば
住宅は計算できるぞ



地域別・構造別の工事費用表 (1m²当たり) 【令和4年分用】

[令和3年分はこちら](#)

(単位:千円)

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均(注)	173	284	265	256
北海道	187	304	265	256
青森	175	284	301	256
岩手	182	284	265	256
宮城	173	284	265	256
秋田	175	284	293	256
...

(一部省略)

福井	177	284	265	262
岐阜	174	284	265	256
静岡	180	284	265	256
愛知	173	284	265	259
三重	184	284	265	263
滋賀	173	284	265	256

(国税庁HPより抜粋)

「被害割合」とは

国税庁により、被災原因や被災状況に応じて、設定されています。

※浸水被害の際、水に泥や砂などが混じっている場合には、**上段の割合**を使用します。

※**床下浸水**であっても、**撤去、修理などの実費**が発生した場合には、その実費部分は、**雑損控除の対象になります。**

台風による増水などの浸水被害では被害割合表の「浸水」の欄を使って計算しなきゃ！



被害割合表

被害割合については、被害状況に応じて、以下の「被害割合表」により求めた被害割合とします。

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に進ずるものを含む)		100	100	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	<ul style="list-style-type: none"> ・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 ・なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	-		

(国税庁HPより抜粋)

「家財」について

「家財」とは・・・家具、家電製品、冷暖房器具
衣服、靴、現金、その他の
生活に必要なもの

「被害額」とは

・・・残存価額（推定あり）× 被害割合

※家財の推定価格は高めに設定されていますので、
一般的には時価計算よりも、推定価額による計算が
おすすめです

【参考】家財の計算で使う推定価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（国税庁HPより抜粋）

買った金額が不明でも
大丈夫！
とても有利な推定価額！
（50代夫婦で1150万）

推定価額を使うなら、
同居人1人につき130万円（18歳未満
は80万円）が、加算されるよ



「車両」について

「車両」とは・・・**生活に必要な**自動車、オートバイ、自転車など
(事業用やレジャー用を除く)

「被害額」とは・・・残存価額 (推定なし※) × 被害割合

マジか..
やってもうた..
雑損控除いけるんか？

「修理代など」とは・・・廃車代、修理代



※推定制度がないため、購入価額のわかる資料が必要です

※被害割合は、住宅の被害割合表に準じて、個々の被害状況にあわせて決定します。

(水没や修理不能の場合は100%。購入価額と修理代金との比較など)

雑損控除の手続き（確定申告書で申告）

申告期間 当年分について、翌年2月16日～3月15日まで
（還付のみの方は、3月15日を過ぎても大丈夫）

窓口 税務署

必要書類

- 罹災証明書（車両の被害だけなら不要）
- 住居や車両の購入時の領収書等（なければ固定資産税の通知書）
- 修理代等の領収書
- 被害箇所のわかる写真
- 保険金の通知書

ほかにも
会社勤務の方、パート、年金受給者は、源泉徴収票。
事業者は、収入支出のわかる資料（会計帳簿）など。



雑損控除も
イータックスでいけるで！


住宅ローン控除の特例

重複適用が認められるのは、「被災者生活再建支援法」の適用エリアに限るぞ

住宅ローン控除を受けるためには、その住居に住んでいなくてはならないが・・・


災害時には、①住んでいない場合や、②新たに購入した2軒目の住宅（重複適用）でも、住宅ローン控除を適用できる

①




自宅が浸水・・・
住めない・・・


なので、
借家に引っ越し



所有者




②




旧自宅

※重複適用の場合に限り、
旧自宅を、賃貸用や事業用
に使っても、住宅ローン控除
は継続されます



所有者



新たにローンで
自宅を購入した



固定資産税の減免

被災した建物について、**罹災証明書で「半壊」以上**の判定の場合

- ・・・固定資産税の減免対象になります（静岡市の場合）

※一部損壊、準半壊の場合は、減免対象にはなりません

ただし、罹災証明の判定に不服があれば、再調査を申請できます

※土地については、「土地としての使用が不能」の状態であれば、

減免対象になります

静岡市では、
「住家」で「半壊以上」の被災者に、
減免申請書を郵送するらしいですよ



国民健康保険、後期高齢者医療保険、 介護保険、国民年金保険の保険料の減免

居住用の住宅や生活に必要な家財が被災したとき、
「**保険料**」や「**病院で支払う一部負担金**」について、
減免される場合があります。

- 国民健康保険・・・**床上浸水以上**など
- 後期高齢者医療保険・・・**中規模半壊以上**など
- 介護保険・・・要件が複雑です、窓口で確認を。
- 国民年金保険・・・生活用資産に50%以上の損失を受けた場合

※上記保険料の減免は、**申請日以降の未納付分が対象**となります


※全国健康保険協会については、現時点で保険料減免の情報はありません

※健康保険組合については、加入先の組合にお尋ねください

社会保険は、制度が複雑
ですから、わからないこと
は市役所窓口で、聞いて
くださいね



事業者向け税制



個人ローンはヒサロ!

法人の借入はリスケ!

○「事業用資産が被災した、修理を行った」

- 被害額、修理代の経費計上・・・被災に伴う取り壊し費用、処分代、修理代は経費計上できます（修理に留まらないグレードアップ部分は資産計上）
- 被災資産の損失の繰り越し・・・翌年以降3年間の繰越が認められます（青色申告の場合は、青色欠損金として3年間の繰り越し）

○「設備投資、在庫投資を行いたい」

被災した事業者は、消費税に関して、災害を受けた年から簡易課税を原則課税に戻すことができます。そして、原則課税計算であれば、投資金額に応じて消費税額が還付される可能性があります。（災害の収まった日から2か月以内の申請が必要）

○「申告期限に間に合わない」

被災した事業者には、申告・納付の期限延長制度があります（申請が必要です）

お問い合わせ先 (静岡市清水区の場合)

被災エリアには、すでに詐欺業者が入ってきてる！
「こいつ、怪しいぞ」と思ったら、
絶対にお金は払わずに、
警察(110番)に電話して！

○税務申告、納付、申請・・・清水税務署 054-355-2360

○固定資産税・・・清水区役所（市税事務所）054-354-2082

○国保、医療、年金・・・清水区役所（保険年金課）054-354-2141

※全国健康保険協会、健康保険組合については、勤務先や、保険証に書かれた電話番号におかけください

○税務相談・・・税理士会無料相談 054-367-2862

※毎週、水曜と金曜の午後1時から3時まで（月末と祝日、2月3月を除きます。電話予約が必要です）

